第六十九条の三（見出しを含む。）中「医療費適正化対策推進室」を「データヘルス・医療費適正化対策推進室」に改める。

第七十四条の見出し中「社会保障財政企画官」の下に「、情報セキュリティ監査官、特別情報セキュリティ監査官」を加え、同条第一項中「社会保障財政企画官一人」の下に「、情報セキュリティ監査官三人、特別情報セキュリティ監査官二人」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　情報セキュリティ監査官は、命を受けて、参事官の職務のうち情報セキュリティに関する調査に係るもの（特別情報セキュリティ監査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

5　特別情報セキュリティ監査官は、命を受けて、参事官の職務のうち情報セキュリティに関する調査に関する職務のうち重要事項に係るものを助ける。

第百三条の見出し中「課」の下に「等」を加え、同条中「五課」の下に「及び上席空港検疫管理官一人」を加える。

第百八条の三の次に次の一条を加える。

（上席空港検疫管理官の職務）

第百八条の四　上席空港検疫管理官は、命を受けて、第百五条に規定する事務のうち、飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務を行う。

第五百八十二条の二中「試験、検査、検定及び製造に関する庶務、会計及び物品に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の二号を加える。

一　試験、検査、検定及び製造に関する庶務、会計及び物品に関すること。

二　試験、検査、検定及び製造を行う建築物の営繕に関すること。

第七百六条の二第二項中「、福祉指導課」を削る。

第七百七条第三十二号を次のように改める。

三十二　削除

第七百七条第三十三号中「健康増進法」の下に「（平成十四年法律第百三号）」を加える。

第七百七条第六十号中「第三号まで」の下に「及び第四十条第二項第二号」を加える。

第七百七条第六十一号中「附則第二条第一項」を「附則第二条第一項各号」に改める。

第七百七条第六十五号から第七十号までを次のように改める。

六十五　児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

六十六　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

六十七　児童福祉法第五十七条の三第一項、第三項、第四項及び第六項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

六十八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

六十九及び七十　削除

第七百七条第七十五号及び第七十六号を次のように改める。

七十五　地域包括ケアシステムの構築の支援に関すること。

七十六　削除

第七百九条中「福祉指導課」を削る。

第七百十条の二の二中「、福祉指導課」を削る。

第七百十条の五を次のように改める。

第七百十条の五　削除

第七百十条の十を次のように改める。

第七百十条の十　削除

第七百十一条中「食品衛生課」を「食品衛生課　地域包括ケア推進課」に改める。

第七百十二条第二十二号の三中「第三号まで」の下に「及び第四十条第二項第二号」を加える。

第七百十二条第二十二号の四中「附則第二条第一項」を「附則第二条第一項各号」に改める。

第七百十二条第二十三号から第二十五号までを次のように改める。

二十三　児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

二十四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

二十四の二　児童福祉法第五十七条の三の三第一項、第三項、第四項及び第六項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

二十五　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

第七百十二条中第二十六号及び第二十七号を削り、第二十八号中「医事課」の下に「、地域包括ケア推進課」を加え、同号を第二十六号とする。

第七百十五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第七百十五条の次に次の一条を加える。

（地域包括ケア推進課の所掌事務）

第七百十五条の二　地域包括ケア推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域包括ケアシステムの構築の支援に関すること。

二　地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（地域包括ケアシステムの構築に関するものに限る。）。

第七百二十二条の見出し中「並びに上席生活保護監査官」を「、上席生活保護監査官」に改め、「及び生活保護監査官」の下に「、障害福祉サービス業務検査官並びに自立支援指導官」を加える。

第七百二十二条第一項第一号中への次に次のように加える。

ト　障害福祉サービス業務検査官一人

チ　自立支援指導官一人（北海道厚生局及び中国四国厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

第七百二十二条第一項第二号ハ中「三人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号中への次に次のように加える。

ト　障害福祉サービス業務検査官一人

チ　自立支援指導官一人

第七百二十二条第一項第三号ハ中「三人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号中への次に次のように加える。

ト　障害福祉サービス業務検査官一人

チ　自立支援指導官一人

第七百二十二条に次の二項を加える。

8　障害福祉サービス業務検査官は、命を受けて、第七百十二条第二十三号及び第二十四号に掲げる事務を行う。

9　自立支援指導官は、命を受けて、第七百十二条第二十四号の二及び第二十五号に掲げる事務を行う。